

武蔵野市市税条例の一部を改正する条例について（議案第49号
資料）

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴うほか、所要の改正を行うため

2 主な改正内容

(1) 個人市民税

ア 公益信託の見直し

- ・特定寄付金とみなされていた金銭が所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）により削除されたため、条文から金銭を削除する（第27条の6第1項）。
- ・公益法人等に係る市民税の課税の特例については、必ずしも条例で定めなければならない事項ではないことから、条文を削除する（附則第5条の2の2）。

イ 職権による減免を可能とする規定の追加（第34条第2項、第53条第2項、第70条第2項、第71条第2項、第141条の10の3第2項、第141条の26第2項及び第147条第2項）

大規模な災害の発生を想定し、被災前の備えとして、あらかじめ減免の規定のある市税について、職権による減免を可能とする規定を追加する。

(2) 固定資産税等（わがまち特例、附則第6条の2）

ア 再生可能エネルギー発電設備で、出力1万キロワット以上2万キロワット未満のバイオマス発電設備のうち、一般木質・農作物残さ区分に該当するものについては、固定資産税の課税標準となるべき価格に14分の11を乗じて得た額とする（第14項）。

イ 都市再生特別措置法に基づく一体型滞在快適性等向上事業により整備した一定の固定資産について、固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に2分の1を乗じて得た額とする（第24項）。

3 施行日

- (1) 2(1)ア 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日
- (2) 2(1)イ及び(2) 武蔵野市市税条例の一部を改正する条例の公布の日

担当課 財務部市民税課、資産税課、納税課